

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月13日（金）第64号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- | | | |
|--------------------------------|------------|---|
| ○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（※） | （自然保護課取扱い） | 1 |
| ○鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（※） | （自然保護課取扱い） | 6 |
| ○大麻取締法施行細則の一部を改正する規則（※） | （薬務課取扱い） | 6 |

規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第27号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和33年鹿児島県規則第112号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第10号」を「第11号」に、「第11号」を「第12号」に改め、同項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第8条第2項第2号及び同条第4項第1号中「第11号」を「第12号」に改める。

第20条の5第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第20条の6第3項に次の1号を加える。

(3) 県及び市町村以外の者が、条例第26条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
協議者（申請者）
氏名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

公園事業執行協議書（認可申請書）

県立自然公園内において 事業を執行したいので、県立自然公園
条例第8条第2項（第3項）の規定により、次のとおり協議（申請）します。

公園施設の種 類		
公園施設の位 置		
公園施設の規 模・構造		
公園施設の管 理又は経営の 方法	経 営 方 法	直営 委託（受託者 ）
	料 金 徴 収	有（標準的な額 ） 無
	供 用 期 間	通年 季節（供用期間 月 日から 月 日まで）
	分譲型ホテル等	有（種類・仕組み ） 無
公園施設の供 用開始の予定 年月日	年 月 日	
工事施行の予 定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備 考		

注 1 県立自然公園条例施行規則第4条第3項に規定する書類のほか、次の書類を添付すること。ただし、県立自然公園条例第8条第2項の規定により公園事業の執行の協議をする場合にあつては、同規則第4条第3項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第12号の書類を除く。

- (1) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (3) 宿舍に関する公園事業であつて、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を

- 明らかにした書類
- 2 分譲型ホテル等（県立自然公園条例施行規則第4条第3項第9号に規定する宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、同号に規定する書類として次の書類（(4)、(5)についてはそのいずれかの書類）を添付すること。
 - (1) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - (2) 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - (3) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
 - (4) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
 - (5) 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書
 - 3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
 - 4 協議文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 事業」の箇所には県立自然公園条例施行規則第2条に規定する公園施設の名称を記入すること。
 - 5 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の当該公園事業に係る公園施設の名称及び種類を記入すること。
 - 6 「公園施設の位置」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記入すること。
 - 7 「公園施設の規模・構造」欄には、次のとおり記入すること。
 - (1) 別に定める記載事項例を参照の上記入すること。
 - (2) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記入すること。
 - (3) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記入すること。
 - 8 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあつては、受託者の氏名及び住所（受託者が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間
 - (4) 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル又は企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
 - 9 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 公園施設の敷地の所有関係及びその使用の可否
 - (2) 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 公園施設の通称がある場合、又は通称を付す予定がある場合は、その通称
 - 10 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記入すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
 - 11 不要の文字は、抹消すること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
協議者（申請者）
氏名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）

鹿児島県立自然公園 事業の執行の協議をした（認可を受けた）内容を変更したいので、鹿児島県立自然公園条例第8条第6項の規定により、次のとおり協議（申請）します。

執行の協議をした （認可を受けた）年 月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の 種類		
	公園施設の 位置		
	公園施設の 規模・構造		
	公園施設の 管理又は経 営方法	経 営 方 法	
料 金 徴 収			
供 用 期 間			
分 譲 型 ホテル等			
変更しようとする年 月日	年 月 日		
工事施行の予定期間			
変更を必要とする理 由			
備 考			

- 注 1 鹿児島県立自然公園条例施行規則第4条第3項第5号及び第10号から第13号まで並びに別記第1号様式注1(3)及び2の書類のうち、変更の内容に係るものを添付すること。ただし、鹿児島県立自然公園条例第8条第6項の規定により公園事業の執行の変更の協議をする場合にあつては、同規則第12号及び別記第1号様式注1(3)の書類を除く。
- 2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 3 協議文の「鹿児島県立自然公園」の箇所には当該鹿児島県立自然公園の名称を、「事業」の箇所には鹿児島県立自然公園条例施行規則第2条に規定する公園施設の名称を記入すること。

- 4 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議の回答書（平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては、承認指令書）（認可指令書）記載のものを記入すること。
- 5 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の当該公園事業に係る公園施設の名称及び種類を記入すること。
- 6 「変更の内容」欄には、協議をした（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比して明示するとともに、添付書類と照合できるよう明確に記入すること。
- 7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及びその使用の可否
 - (2) 当該公園事業の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 公園施設の通称がある場合、又は通称を付す予定がある場合は、その通称
- 8 添付書類のうち建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記入すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 9 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条の5及び第20条の6の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

.....
鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第28号

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則（昭和49年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第25条の4第3項に次の1号を加える。

(3) 県及び市町村以外の者が、条例第20条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

.....
大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第29号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和29年鹿児島県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

別記第1号様式中「第2条」を「第2条第1項」に、「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。